

小学校国語科の引用指導のための学習指導の提案[†]

長島 光晴*・川島 芳昭**・石川 賢**
鹿沼市立栗野第一小学校*
宇都宮大学教育学部**

本研究は、小学校第6学年国語科の「引用」を指導するための学習指導を提案し、その効果を検証することを目的とする。特徴は、小学校段階における「引用」の統一基準（Ground Rule）を設定し、授業の初期段階において学習者の内発的動機づけを高める因子である「挑戦(challenge)」, 「知的好奇心(curiosity)」, 「達成(mastery)」を与えることにより学習者の有能感の向上を目指したところにある。この学習効果を検証するために、学習者自身が引用のルール作りをする実験群と、指導者がグランドルールを解説する一斉学習を行う統制群を設定し検証を行った。この結果、実験群の学習者は、統制群の学習者より著作権に対する意識や引用を理解できたという意識が高まることが分かった。また、意識と知識を高めることは児童の有能感を高め行動や態度に影響を与える効果もあることが分かった。

キーワード： 小学校国語科, 引用, 著作権教育, 情報モラル教育, 内発的動機づけ, 教育工学

1. はじめに

平成23年度に施行された小学校学習指導要領では、教育の情報化に関する内容の充実が図られ、情報モラルの指導の重要性が新たに示された¹⁾。このことを受け、小学校でも情報モラルの指導の充実を図るために、情報活用の実践力の育成とともに情報メディアを介した情報の適切な扱い方の指導が行なわれている。しかし、総合的な学習の時間や教科指導において情報モラルに関する指導を随時実施しているにもかかわらず、実践することができない児童が多いという課題が経験上ある。特に、小学校では、他者が作成した情報（文字や写真など）を扱う時、著作権に配慮するように指導しているが、具体的な「参照」または「引用」する活動において実践されていない。これは、現状の著作権に関する指導が教科指導と同様に知識の習得のみに重点がおかれていることが要因の1つであると言える。さらに、小学校の場合、クラス担任制であるため指導者によって指導内容が異なるという課題がある。この

課題を改善するためには、具体的な実践の場面を想定し統一基準（以下、GR: Ground Rule）を設けた著作権教育の指導が必要である。

一方、著作権教育に関する先行研究では、全国の小学生（約4,500人）を対象とした実態調査に関する研究がある²⁾。この研究では、著作権の意識として「著作権の意識化」, 「著作権の理解と遵守」, 「著作物（者）の尊重」の3つの因子から調査した結果が報告されている。その結果、「著作権の意識化」や「著作物（者）の尊重」の意識は高く、「著作権の理解と遵守」の意識が低いという児童の実態があることが明らかにされている。また、児童の意識が高い「著作物（者）の尊重」の因子に関しては、道徳教育の指導と関連していることが要因であるとの報告もある³⁾。一方、児童の意識が低い「著作権の理解と遵守」については、「引用」に関する指導が必要であるとの指摘もある^{2),4)}。

以上のことから、本研究では、小学校の児童を対象に「引用」を指導するために必要なGRと、この基準を指導する学習指導を提案することを目的とする。そのため研究方法は、①GRの検討、②学習指導の検討、③学習材の検討、④評価の検討の順に実施する。

[†] Mitsuharu NAGASHIMA*, Yoshiaki KAWASHIMA** and Ken ISHIKAWA**:
Suggestion of Teaching Methods for Quotation Instruction of Elementary School Language Arts.

* Awano Daiiti Elementary School of Kanuma.

** Faculty of Education, Utsunomiya University.

2. 研究の方法

2.1 統一基準（GR）の検討

ここでは、小学校における著作権教育の中の「引用」を指導するために必要なGRを検討する。方法は、小学校学習指導要領解説国語編⁵⁾や学校教育の実態等から総合的に調査した。その結果を表1に示す。表1に示すように小学校の児童が「引用」の知識として必要とする基準（7つ）を提案する。以下にGRの詳細を述べる。

①「必然性」から⑥「文章以外の図や表、グラフ、絵、写真等も引用」については、小学校学習指導要領解説国語編第5・6学年「書くこと」を参考にした⁵⁾。また、⑦「許諾の必要性」については、学校教育の実態から考慮して設定した項目である。これは、学校教育の範囲内であれば、一部著作権の例外規定の対象となっているが道徳的規範意識である「人の物を無断で使用しない」という基礎的な考え方に基づく重要な内容であるため、7つ目として設定した。

2.2 学習指導の検討

学校教育において一般的に行われている学習指導には、一斉学習がある。一斉学習の特徴は、同じ情報を多人数に同時に教授することができることであるが、個に応じた指導が難しいという欠点もある⁶⁾。一方、その他の学習指導では、個に応じた指導（個別学習、少人数指導など）、課題（問題）解決型の指導（課題解決学習）、学習者同士の協調や協同による指導（協調学習、協同学習など）がある。しかし、いずれの学習指導も学習者の学習意欲を高め学習効果の向上を図るための指導方法ではあるが、指導や活動に多くの時間が必要であるという課題がある。

学習者の学習意欲を高めるには、学習に対する学習者の内発的動機づけを高めることが重要とされている。市川（2004）は、学習者の内発的動機づけを高めるためには予習が必要であるとし、授業の導入段階で教科書を用いて5分間予習をすることが効果的であると報告している。さらに、予習後に学習内容の目的と結論を学習者に知らせてから学習を行う「教えて考えさせる授業」を提案している⁷⁾。また、川島ら（2013）は、一回の授業の学習過程を、教師の視点（「導入」、「展開」、「まとめ」）として捉えるのではなく、授業の中で学習者が知識を習得していく段階（「知識欲求」、「知識獲得」、「知識深化」）として捉えた学習指導を提案している。この学習指導の効果を検証した結果、提案してきた学

表1 「引用」に関するグランドルール

| 「引用」のグランドルール | 概要 |
|-------------------------|---|
| ① 必然性 | まとめるときは関係のない文章は参考にしない。 |
| ② 原文に正確 | 引用文は編集・変更しないで書く。引用と参照の違い。 |
| ③ 主従の関係 | 引用文の他にも自分の考えを書く。 |
| ④ 出典・出所の明記 | 本やインターネットで調べたときは、作者やアドレス、引用したページ等を記載する。 |
| ⑤ 明瞭区分性 | 引用文はかぎ括弧で囲む。 |
| ⑥ 文章以外の図や表、グラフ、絵、写真等も引用 | 文章以外にも引用の仕方によって利用する。 |
| ⑦ 許諾の必要性 | 著作者に断る。授業で使用する場合は当てはまらない。 |

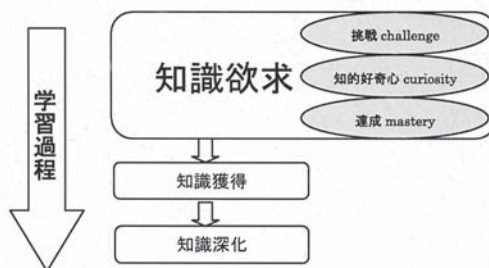


図1 学習指導の概念図

習指導の有効性を明らかにしている⁸⁾。さらに、内発的動機づけを意識した能動学習を成立させるためには、Harter（1978, 1981）の提唱する内発的動機づけの測定尺度^{9),10),11)}が有効とされている¹²⁾。Harter（1981）は、内発的動機づけに関連する概念の測度を5つの下位尺度①挑戦（challenge）、②知的的好奇心（curiosity）、③達成（mastery）、④判断（judgement）⑤基準（criteria）と設定している。そして、①～③については内発的動機づけに関係し、④⑤については、認知的、情動的な評価に関係するとしている¹¹⁾。このことから、学習者に有能感を与えるためには、「難しい課題に挑戦（challenge）し、いろいろな課題に知的的好奇心（curiosity）を持ち、自分の力でやり遂げる（mastery）ことで有能感を得る」ことができるとしている¹³⁾。

これらの先行研究から本研究が求める学習指導を検討した。その結果、図1に示す学習指導を提案することとした。提案する学習指導は、授業導入時の児童の知識の習得過程である「知識欲求」段階⁸⁾に「挑戦（challenge）」、「知的的好奇心（curiosity）」、「達成（mastery）」を含めた学習課題を提示し、児童自身に自己解決させることで学習内容に対する自身の考えを構築させる。その後、他の児童の考えを聞き、自身の考えを再構築させる。そして最後に指

導者から詳細な指導を受けることで意識と知識を確実に習得させる指導方法とした。

2. 3 学習材の検討

本研究で提案する学習指導を検討し作成した学習材を図2に示す。また、今回の検証では、国語科の性質上、意見等を自由に書き込みながら整理することが必要であると考え、学習材として印刷物を使用することとし、児童の意見が書かれた付箋を自由に添付できる学習材とした。以下に学習材に含めた「挑戦」、「知的好奇心」、「達成」についてそれぞれの特徴を述べる。

①「挑戦(challenge)」の観点(図2①)

児童に「挑戦」の意識を与えるために次の課題を設定した。

【課題】自分たちの修学旅行をまとめた文集が、小学生文集大賞を受賞しました。一生懸命作った作品なのでみんなで喜びました。そこで、学校のホームページでそのことを紹介しました。すると、そのホームページを見た他の学校の6年生が、その文集を紹介するパンフレット作りをしたいと思います。みんなは、どんな紹介のされ方をしてほしいと思いますか。また、どんな紹介のされ方は嫌ですか。

児童自身が他者の著作物を使用する経験は過去にあるが、自身の著作物を活用される経験は乏しいため主人公の心情を捉えることは困難である。そのため、この課題は、児童にとって挑戦的意識を与えるために難易度の高いものであり、挑戦的意識を喚起できる課題であると言える。

②「知的好奇心(curiosity)」の観点(図2②)

「知的好奇心」の意識を与えるために、①に示した課題に対して主人公と自分を置き換え、自身の心情を自由にさせることが有効であると考えた¹⁴⁾。その方法として「心情が出しやすくなる」、「出した心情を消す必要がない」などの効果が期待できるKJ法を用いることとした。そのため、付箋を活用して自分の考えを記述し、学習材上に添付(図2表面)とまとめ(図2裏面)ができるようにした。

③「達成(mastery)」の観点(図2③)

「達成」の意識を与えるために、②「知的好奇心」の観点でまとめた児童自身の心情を基に児童自身のルールを作成させた。自らのルールを作成することにより、児童の達成感が高まることが期待できる。

2. 4 評価の検討

①著作権に関する意識調査・知識調査

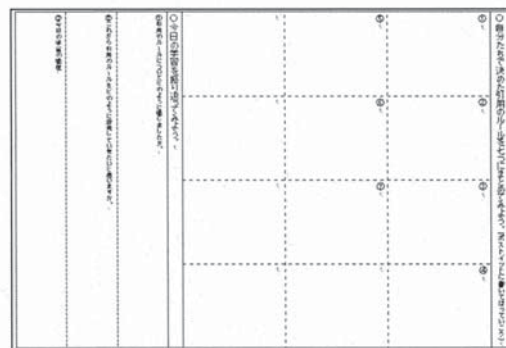
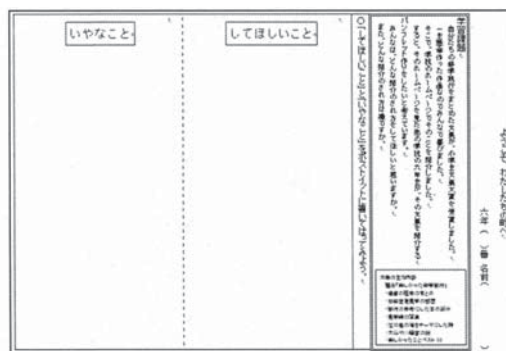


図2 学習材(上:表面,下:裏面)

先行研究の全国調査では、小学生の著作権に関する意識の実態を明らかにするために、「著作権に関する意識調査」全14項目(著作権の意識化6項目、著作権の理解と遵守5項目、著作物(者)の尊重3項目)を実践している²⁾。今回の調査においても同内容を実施することとした(以下、意識調査と呼ぶ)。回答は、意識について「とてもそう思う」、「少そう思う」、「どちらともいえない」、「あまりそう思わない」、「まったくそう思わない」の5件法とした。また、全国調査では、「著作権に関する知識調査」全11項目を実践している²⁾。この知識調査に本研究では、「必然性」と「原文に正確」の2つの項目を加え、GRの7項目を調査する13項目の知識調査を作成した。回答は、知識や行動に対して正しいかどうか○×で選択させた。

②事前・事後知識活用テスト

児童が「引用」の知識を正しく理解し活用することができているかを調査するために「事前・事後知識活用テスト」(資料1参照)を作成した。「事前・事後知識活用テスト」は、国会議事堂の紹介文を例に7つのGRに対する設問に回答するテスト内容となっている。回答方法は、記述式を基本としGRについて正しい知識を習得していないと解答できない

内容とした。

③児童作成パンフレット

児童が GR に従った行動ができてきているかを調査するために単元の最後の3時間(10~12/12)を使いパンフレットの作成を行わせた。パンフレットは、修学旅行での経験を「引用」を活用してまとめる内容とした。

3. 検証

3.1 目的

本研究は、小学校第6学年国語科において統一基準を設けた「引用」を指導するための学習指導を提案することを目的に検証授業を実施した。

3.2 対象

対象は公立小学校第6学年の1クラス(27名)とし、国語科の「修学旅行のパンフレットを作る」の単元(12時間)において、パンフレットの特徴について指導(1~3/12時間)されている児童とした。本検証授業は、12時間抜きの4時間目(4/12)とした。検証日は、平成25年7月4日である。

3.3 検証方法

提案した学習指導の効果を検証するために、実験群(14名)と統制群(13名)に分けて実施した。実験群は提案した学習指導を行った群である。また、統制群は主に指導者主導の一斉学習を行った群である。なお、群の分け方は、検証授業を実施する前の2013年5月31日に「意識調査・知識調査」(1回目)を実施し、この調査結果を基に児童が等質になるように実験群と統制群の2つに分けた。検証の流れを表2に示す。

検証授業当日、検証授業前の「引用」に対する知識と活用の実態を調査するために両群の児童に「事前知識活用テスト」(資料1参照)を20分で実施した。その後、実験群は、提案した学習指導に従った授業を実施した。「知識欲求」段階では、学習課題をとらえさせ、「挑戦」の意識を与えた(表2I①)。さらに、各自の意見をまとめる過程で「知的好奇心」の意識を与え(表2I②)、各自でルールを作成する「達成」の意識を高めさせた(表2I②)。「知識獲得」段階では、児童が自ら作成したルールを他の児童に理由を含めて紹介し、その有用性について話し合う協調学習を行った(表2I③)。これにより、児童は自らの考えを他の児童に認めてもらえることで達成感につながると考えた。「知識深化」段

表1 検証の流れ

| 分 | 実験群(14名) | 統制群(13名) |
|---------------------|--|---|
| 15 | 著作権に関する意識調査・知識調査(1回目) | |
| 20 | 事前知識活用テスト | |
| 45 | I 提案する学習指導 ① 学習課題確認 (挑戦: challenge) ② ルール作成 (知的好奇心: curiosity, 達成: mastery) (個別学習) ③ 自ら作成したルール検討 (協調学習) | II 従来型の学習指導 導入(5) ① 学習課題確認 展開(30) ② GR 提示 (一斉指導) ③ GR の有用性の検討 (協調学習) |
| | 知識欲求(15) | |
| | 知識獲得(20) | |
| 20 | ④ GR 解説 (一斉学習) | まとめ(10) ④ GR 解説 (一斉学習) |
| 20 | 事後知識活用テスト | |
| 15 | 著作権に関する意識調査・知識調査(2回目) | |
| 単元終了後パンフレットGR活用状況調査 | | |

数字は「分」を表す

階では、一斉学習で指導者が GR の解説を行い、児童が考えたルールと重ね合わせながら確認させた(表2I④)。

一方、統制群は、従来型の「導入」、「展開」、「まとめ」の学習指導に従って授業を実施した。「導入」段階では、学習課題の確認をした(表2II①)。「展開」段階で、指導者が統一した GR の提示を行った後(表2II②)、3~4名のグループを構成し提示された7つの GR の有用性を検討させた(協調学習; 表2II③)。「まとめ」段階で、児童の意見を含めながら指導者から GR の解説をすることとした(表2II④)。そして、検証授業終了時に両群とも「事後知識活用テスト」(資料1参照)を20分で実施した。「事後知識活用テスト」は、「事前知識活用テスト」と同一の内容である。さらに、児童の著作権に対する意識や知識を比較するために「意識調査・知識調査」(2回目)についても1回目の調査と同じ方法で実施した。さらに、単元の最後の3時間(10~12/12)に学習した GR を意識しながら個別に修学旅行のパンフレットの作成を児童に行わせた。これにより、習得した知識が行動に反映できているかを調査した。

以上の検証方法により、提案した学習指導を行った実験群と一斉学習を主とする学習指導を行った統制群との学習効果の差異を明らかにする。

4. 結果と考察

本研究の目的は、小学校第6学年国語科において統一基準を設けた「引用」を指導するための学習指導を提案しその効果を検証することである。そのた

め、検証授業前に実施した「意識調査・知識調査」(1回目)と授業後に実施した調査(2回目)の結果、さらに全国調査の結果²⁾を基に、提案した学習指導の効果を検証する。さらに、「事前知識活用テスト」と「事後知識活用テスト」の結果を基に、それぞれの学習指導の違いによる効果の差を検証する。そして、単元の最後の3時間を使って作成させた修学旅行のパンフレットの内容からGRを適切に活用できたかを調査した。これは、意識や知識だけでなく具体的な行動ができるかを確認するためである。以下にそれぞれの観点から調査した結果と考察を述べる。

4.1 著作権に関する意識調査

児童の著作権に関する意識を調査するために検証授業前に「意識調査」(1回目)を実施した。その結果を表3に示す。なお、得点率は、度数と平均から各学年の合計点を算出し、各因子の最高点から見た割合を表している。

調査の結果、「著作権の意識化」、「著作物(者)の尊重」の2因子について、高い得点率(「著作権の意識化」83.0%、「著作物(者)の尊重」91.4%)を示し、「著作権の理解と遵守」は他の2因子に比べ低い得点率(61.6%)を示した。

以上のことから、本研究の児童は、全国平均と同様の意識や知識を持つ集団であることが分かった(なお、「著作権の意識化」、「著作権の理解と遵守」、「著作物(者)の尊重」は、以下それぞれ「意識化」、「理解と遵守」、「尊重」と呼ぶ)。

次に、児童の検証授業後の実態を確認するために「意識調査」(2回目)を実施した。そして、1回目の結果と2回目の結果を実験群と統制群で対応のないt検定によって比較した。その結果を表4に示す。

表4に示すように1回目、2回目ともに、5%水準の有意差は見られなかった(1回目:t=-0.09, 2回目:t=1.15)。そこで、実験群と統制群の学習効果をそれぞれ把握するために対応のあるt検定によって比較した。その結果を表5に示す。

調査の結果、実験群も統制群も3因子の合計では、ともに1%水準で有意差が見られた(実験群:t=7.31, 統制群:t=3.86)。しかし、因子ごとに比較すると実験群は、3因子全てにおいて1%水準の有意差(意識化:t=4.11, 理解と遵守:t=7.43, 尊重:t=3.02)が見られたが、統制群は、「尊重」以外の2つの因子でそれぞれ有意差が見られた(意識化:p<0.05, t=2.18, 理解と遵守:p<0.01, t=4.60)。そこで、さ

表3 「著作権に関する意識調査」(1回目)
全国調査と実践校第6学年比較

| 因子 | 学年 | 度数 | 平均値 | 得点率 |
|----------------------|-------|------|--------|-------|
| 著作権の意識化 (5点×6問) | 4年 | 1282 | 21.459 | 71.5% |
| | 5年 | 1733 | 21.945 | 73.2% |
| | 6年 | 1422 | 21.876 | 72.9% |
| | 実践校6年 | 27 | 24.889 | 83.0% |
| 著作権の理解と遵守 (5点×5問) | 4年 | 1250 | 13.897 | 55.6% |
| | 5年 | 1702 | 14.609 | 58.4% |
| | 6年 | 1394 | 14.43 | 57.7% |
| | 実践校6年 | 27 | 15.407 | 61.6% |
| 著作物(者)の尊重 (5点×3問) | 4年 | 1289 | 12.06 | 80.4% |
| | 5年 | 1740 | 11.815 | 78.8% |
| | 6年 | 1433 | 11.59 | 77.3% |
| | 実践校6年 | 27 | 13.704 | 91.4% |

表4 「著作権に関する意識調査」
実験群と統制群の比較(t検定)

| | | 度数 | 平均 | SD | t値 | 有意水準 |
|-----|-----|----|------|------|-------|------|
| 一回目 | 実験群 | 14 | 54.1 | 4.20 | -0.09 | — |
| | 統制群 | 13 | 53.9 | 4.21 | | |
| 二回目 | 実験群 | 14 | 62.1 | 4.00 | 1.15 | — |
| | 統制群 | 13 | 59.9 | 5.61 | | |

表5 「著作権に関する意識調査」
1回目と2回目の比較(t検定)

| | 度数 | | 著作権の意識化 | 著作権の理解と遵守 | 著作物(者)の尊重 | 3因子合計 |
|-----|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 実験群 | 14 | 差の平均(差のSD) | 2.21(2.01) | 5.14(2.59) | 0.71(0.88) | 8.07(4.13) |
| | | t値(有意水準) | 4.11(**) | 7.43(**) | 3.02(**) | 7.31(**) |
| 統制群 | 13 | 差の平均(差のSD) | 1.46(2.41) | 3.69(2.89) | 0.85(1.41) | 6.00(5.60) |
| | | t値(有意水準) | 2.18(*) | 4.60(**) | 2.17(-) | 3.86(**) |

*: P<0.05, **: P<0.01

らに詳細に検証するために各因子の質問項目ごとに実験群と統制群の2回の意識調査を比較した。その結果を表6に示す。

表6に示すように、「意識化」に関する項目である「⑤著作権についてもっと知りたいと思いますか」の質問において実験群は、1回目の結果と比較して意識の向上(80%→91%)が見られるが、統制群は、ほとんど変化(82%→85%)していないことが分かった。また、「理解と遵守」に関する項目である「⑩正しい引用の仕方を知っていると思いますか」や「⑪あなたは、著作権について詳しく知っていると思いますか」の質問においても実験群(⑩:67%→96%, ⑪:49%→83%)は、統制群(⑩:69→83%, ⑪:46%→69%)より意識の向上が見られた。

これらの意識の差を学習指導の違いから推察する

表6 「著作権に関する意識調査」実験群と統制群の質問項目比較

| 著作権の意識 3 因子 | 質問事項 | 実験群 | | 統制群 | |
|----------------|---------------------------------------|------|------|------|------|
| | | 1 回目 | 2 回目 | 1 回目 | 2 回目 |
| 著作権の 意識化 | ①著作権を守ることは、大切だと思いますか。 | 97% | 100% | 100% | 100% |
| | ②著作権について、学ぶことは大切だと思いますか。 | 100% | 100% | 100% | 97% |
| | ③著作権のことは、大人だけ知っていればよいと思いますか。 | 77% | 90% | 80% | 91% |
| | ④著作権にこだわる必要はないと思いますか。 | 74% | 84% | 74% | 85% |
| | ⑤著作権についてもっと知りたいと思いますか。 | 80% | 91% | 82% | 85% |
| | ⑥著作権のことをニュースや新聞で伝えていると、気になるほうだと思いますか。 | 70% | 77% | 62% | 69% |
| 著作権の 理解と遵守 | ⑦あなたは、著作権を守っていると思いますか。 | 76% | 80% | 74% | 80% |
| | ⑧コピーしたり印刷したりするときに、著作権に気をつけていると思いますか。 | 59% | 77% | 63% | 78% |
| | ⑨あなたは、日ごろから著作権に気をつけていると思いますか。 | 54% | 71% | 60% | 75% |
| | ⑩正しい引用の仕方を知っていると思いますか。 | 67% | 96% | 69% | 83% |
| | ⑪あなたは、著作権について詳しく知っていると思いますか。 | 49% | 83% | 46% | 69% |
| 著作物（者） の尊重 | ⑫友達が作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。 | 91% | 99% | 91% | 97% |
| | ⑬掲示してあるパンフレットやポスターを大切にしていると思いますか。 | 96% | 99% | 91% | 94% |
| | ⑭作った人の気持ちを大切にしていると思いますか。 | 91% | 96% | 88% | 95% |

表7 「著作権に関する知識調査」

1 回目と 2 回目の比較 (t 検定)

| | 度数 | 差の平均 | 差の SD | t 値 | 有意水準 |
|-----|----|------|-------|------|------|
| 実験群 | 14 | 1.86 | 1.41 | 4.94 | ** |
| 統制群 | 13 | 1.69 | 1.79 | 3.39 | ** |

** : P<0.01

表8 「事前・事後知識活用テスト」

実験群と統制群の比較 (t 検定)

| | | 度数 | 平均 | SD | t 値 | 有意水準 |
|----|-----|----|------|------|------|------|
| 事前 | 実験群 | 14 | 3.00 | 1.00 | 1.62 | - |
| | 統制群 | 13 | 2.31 | 1.14 | | |
| 事後 | 実験群 | 14 | 4.43 | 1.76 | 0.58 | - |
| | 統制群 | 13 | 4.08 | 1.21 | | |

表9 「事前・事後知識活用テスト」

事前と事後の比較 (t 検定)

| | 度数 | 差の平均 | 差の SD | t 値 | 有意水準 |
|-----|----|------|-------|------|------|
| 実験群 | 14 | 1.43 | 1.40 | 3.82 | ** |
| 統制群 | 13 | 1.77 | 1.79 | 3.57 | ** |

** : P<0.01

と次のことが考えられる。実験群は、課題に対して主人公と自分を置き換え、自身の心情を自由に書くことができた。これにより著作権への関心が高まり、「知的好奇心」が喚起されたと考えられる。また、児童自身のルールの作成、他の児童のルールの確認、そして指導者からの GR の解説の順に学習することで、段階的な知識の構築ができたことが「達成」の意識を喚起したと考えられる。一方、統制群は、指導者主導で学習が進行したため関心・意欲が高い児童は GR が理解できたと感じている。しかし、関心・意欲の低い児童には、内発的動機づけが十分に高まらず学習効果の向上が得られなかったことが要因として考えられる。

以上のことから、被験者数が少なく断言はできないものの、提案する学習指導を行った実験群と主に指導者主導の一斉学習を行った統制群は、今回の検証においてともに著作権に関する意識向上につながる。しかし、提案した学習指導の方が「意識化」、「理解と遵守」、「尊重」の3つの因子全ての意識を向上させることが分かった。

4.2 著作権に関する知識調査

児童の著作権に関する知識の習得状況を確認するために、検証授業前後に「知識調査」を2回実施した。そして、実験群と統制群の著作権に関する知識の習得の差を調査するために、「知識調査」1回目と2回目を対応のない t 検定によって比較した。その結果、2回の「知識調査」において両群に有意差は見られなかった ($p < 0.05$, 1回目: $t = 1.09$, 2回目: $t = 1.30$)。また、実験群と統制群の学習効果を把握するために対応のある t 検定によってそれぞれ比較した。その結果を表7に示す。表7に示すように、

実験群と統制群において、ともに1%水準の有意差が見られた(実験群: $t = 4.94$, 統制群: $t = 3.39$)。

以上のことから本研究の調査方法では、どちらの学習指導でも著作権に関する知識の向上を図るのに有効であることが確認できた。

4.3 事前・事後知識活用テスト

児童の「引用」に関する知識を確認するために検証授業の前後で知識活用テストを実施した。その結果を対応のない t 検定によって比較した。その結果を表8に示す。表8に示すように、両群間に5%水準の有意差は見られなかった(事前: $t = 1.62$, 事後: $t = 0.58$)。次に、実験群と統制群の学習効果を把握するために対応のある t 検定によって比較した。その結果を表9に示す。表9に示すように、調査の結果、実験群と統制群において、ともに1%水準の有意

表 10 「事後知識活用テスト」実験群と統制群の比較(χ^2 検定)

| 「引用」のグランドルール | 項 目 | 実験群 | | 統制群 | | χ^2 値 | 有意水準 |
|-----------------------|------------------------------|--------|---------|---------|--------|--------------|------|
| | | 可 | 不可 | 可 | 不可 | | |
| 明瞭区分性 | ①引用部にかぎ括弧を付ける。 | 5 | 9 | 3 | 10 | 0.52 | — |
| 主従の関係 | ②引用の文章以外に何を書くときよいか。 | 6 | 8 | 6 | 7 | 0.03 | — |
| 文章以外の図や表、グラフ、絵、写真等も引用 | ③写真には著作権があるか。 ④③の理由(文章表記) | 9 3 | 5 11 | 12 5 | 1 8 | 3.30 0.94 | — |
| 出典・出所の明記 | ⑤インターネットのアドレスに下線を引く。 | 4 | 10 | 1 | 12 | 2.07 | — |
| 原文に正確 | ⑥引用文を短く表記するのはよいか。 | 7 | 7 | 2 | 11 | 3.80 | * |
| 必然性 | ⑦関係ない文章を書いてよいか。 | 8 | 6 | 3 | 10 | 3.24 | — |
| 許諾の必要性 | ⑧引用する方法として許諾は必要か。 | 13 | 1 | 13 | 0 | 1.35 | — |
| | ⑨⑧の理由(文章表記) | 7 | 7 | 8 | 5 | 0.36 | — |

差が見られた(実験群: $t=3.82$, 統制群: $t=3.57$)。さらに、GR の知識活用の観点の差を調査するために、実験群と統制群の事後知識活用テストを問題別に χ^2 検定によって比較した。その結果を表 10 に示す。表 10 に示すように、「⑥引用文は短く表記するのはよいか」(原文に正確、引用と参照の違い)問題において 5%水準の有意差が見られた($\chi^2=3.80$)。この結果を学習方法の違いや検証授業後の児童の感想の記述から推察すると次のことが考えられる。

実験群は、「引用と参照の違いについて理解できたことがよかった」や「引用のルールを守ることは大切であることが分かった。今までは、参照として使っていたことを知れてよかった」など「引用」と「参照」の違いについて触れた感想が多く(実験群 43%、統制群 0%)見られた。このことから「参照」と「引用」との違いを明確に認識できたためと考えられる。一方、統制群は、「引用と参照の違い」について指導者からの解説を受けた。しかし、児童の意識の違いにより解説された知識の習得状況に差があったと考えられる。

これらのことから、提案した学習指導を行った実験群と主に指導者主導の一斉学習を行った統制群は、ともに学習効果が向上することが分かった。さらに、「引用」と「参照」のように類似した用語の指導では、児童自身に自ら考えさせる活動によってその違いを明確に認識させることも分かった。

4.4 児童作成パンフレット

検証授業が終了した約 1 週間後の単元最後の 3 時間を使い修学旅行のパンフレットの作成を行った。ただし、引用を含むか、含まないかは児童の意思とし、指導者からパンフレットに引用を含めるように指示はしなかった。また、この時、「引用」に関する児童からの質問には、検証授業を思い返すように指示するのみの対応を行った。評価は、教職 20 年以

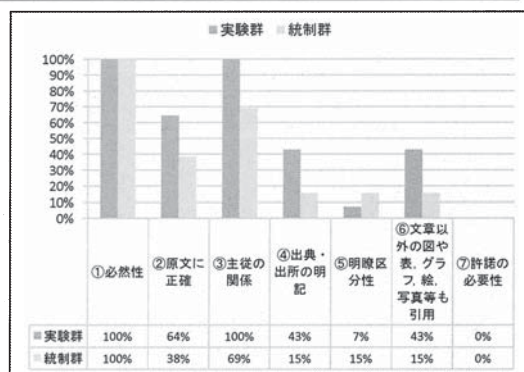


図 3 「学習者作成パンフレット」実験群と統制群の引用のルール使用割合比較

上の教員 1 名により、提出されたパンフレットの記述を確認し、「引用」が含まれているか、「引用」が含まれている場合 GR を意識しているかの観点で行った。その結果を図 3 に示す。

図 3 に示すように「②原文に正確」、「③主従の関係」、「④出典・出所の明記」、「⑥文章以外の図や表、グラフ、絵、写真等も引用」などの GR においても実験群の方が適切に活用している割合が高いこと(「②原文に正確」実験群 64%、統制群 38%、「③主従の関係」実験群 100%、統制群 69%、「④出典・出所の明記」実験群 43%、統制群 15%、「⑥文章以外の図や表、グラフ、絵、写真等も引用」実験群 43%、統制群 15%)が分かった。また、関係のない文章は引用しない「必然性」については、6 年生という学年や著作権の意識調査・知識調査でも理解できていたので全ての児童が守ること(実験群 100%、統制群 100%)ができた。しかし、「許諾の必要性」については、特に書き込みは見られなかった(実験群 0%、統制群 0%)。「許諾の必要性」については、検証授業において授業内での使用においては、許諾の必要性がないことを伝えたことが要因と考えられる。さらに、かぎ括弧を使用して書く「明瞭区分性」の活用が少なかった(実験群 7%、統制

群 15%)。児童が作成したパンフレットを確認すると、かぎ括弧を使用しないで書き込んでいた例もあったが、自分の言葉で書き換えて「引用」ではなく「参照」として紹介している場合が多かった。一方、実験群は、GR を活用しようとする意識が統制群よりも向上することが前の分析にて明らかとなっている(表 5)。

以上のことから、提案した学習指導を行った実験群は、GR を活用しようとする意識が高くなったため行動にもつながったと考えられる。

5. おわりに

本研究は、小学校第 6 学年国語科において GR を設けた「引用」を指導するための学習指導を提案することを目的に実施した。方法は、児童自身が引用のルール作りをした実験群と、指導者が GR を解説する一斉学習を行う統制群を設定し、提案する学習指導で検証授業を実施し両群を比較した。この検証の結果、次の効果があることが分かった。

(1) 両群ともに著作権の意識向上につながり、提案した学習指導の方が著作権の意識に関する 3 つの因子全てが高くなる。さらに、「著作権」や「引用」を理解できたという達成感も高まる。

(2) 著作権に関する知識理解においては、両群ともに向上する。

(3) GR の知識を習得し活用する場面においては、両群ともに学習効果が向上する。さらに、「引用」と「参照」のように類似した用語の指導では、児童自身に自ら考えさせる活動によってその違いを明確に認識させることができる。

(4) GR の意識を高め知識を習得し、行動に移す場面においては、提案した学習指導を行った実験群は、GR を活用しようとする意識が高くなったため行動にもつながったと考えられる。

今回の調査は、少人数の児童であったため「挑戦」、「知的好奇心」、「達成」の測定尺度からの内発的動機づけの検証まで至っていない。今後は、児童数を増やし、内発的動機づけの検証を行っていく予定である。

謝辞

検証授業にご協力いただいた、鹿沼市立栗野第一小学校長、福田精先生をはじめ、同校の先生方に深く感謝します。

参考文献

- 1) 文部科学省：「小学校学習指導要領」，(2008)
- 2) 野中陽一，吉野和美，中尾教子，山本光，額田順二：「小学生を対象とした著作権に関する意識・知識に関する調査」，日本教育工学会研究報告集，JSET12-2，pp. 91-96(2012)
- 3) 山本朋弘，清水康敬：「著作権教育による児童の意識変容と授業実践の効果」，日本教育工学会論文誌，29(Suppl.)，pp. 1-4(2005)
- 4) 大和淳，野中陽一，山本光：「先生のための入門書 著作権教育の第一歩」，三省堂(2013)
- 5) 文部科学省：「小学校学習指導要領解説 国語編」，(2008)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syokaisetsu/index.htm
- 6) 教育学事典—日本教育工学会編一，実教出版(株)(2000)
- 7) 市川伸一：「学ぶ意欲とスキルを育てる」，小学館(2004)
- 8) 川島芳昭，菊地章：「学習者の系統的な学びを支援する学習指導の提案」，日本産業技術教育学会第 28 回情報分科会(新潟)研究発表会講演論文集，pp. 73-76(2013)
- 9) Harter,S.：「Effectance motivation reconsidered」，Human Development, 21, pp.34-64(1978)
- 10) Harter,S.：「Pleasure derived from challenge and the effects of receiving grades on children's difficulty level choices」，Child Development, 49, pp.788-799 (1978)
- 11) Harter,S.：「A new self-report scale of intrinsic versus extrinsic orientation in the classroom:Motivational and informational components」，Developmental Psychology, 17, pp. 300-312 (1981)
- 12) 桜井茂男，高野清純「内発的-外発的動機付け測定尺度の開発」，筑波大学心理学研究 7, pp. 43-54, (1985)
- 13) Harter,S.：「The perceived competence scale for children」，Child Development, 53, pp. 87-97 (1982)
- 14) 川喜田二郎：「発想法—創造性開発のために—」，中公新書(1967)

資料1 事前・事後知識活用テスト

事前知識確認テスト6年()番 名前()

◎次の紹介文は、パンフレットや友達の感想をもとに国会議事堂について書かれたものです。下記の問題に答えましょう。

『国会議事堂を調べて』

6年桃組 松本 てつお

みなさん、国会議事堂は、どんなところか知っていますか。

㉞ 国会のパンフレットに、国会は法律を作ったり、変えたり、はいししたりする立法権をもっていると紹介されていました。

私が撮ったこの写真を見てください。左手が衆議院、右手が参議院です。
また、国会のしくみについてインターネットでも調べてみました。



㉟ 内容が長いので少し短くして引用します。

「国会は、衆議院と参議院の二つから構成されています。これを二院制といいます。」と書かれていました。

私は、国会は、どっしりとした、古めかしい感じがしました。また、法律を決める大事なところで、私たちのくらしがよくなるための仕事をしている人がたくさんいます。国の中心でもあるので、ぜひ、6年生になったら、行ってみてください。

それから、㊱ 鎌倉に行った阿部さんの感想もよかったですので紹介します。「鎌倉は鶴岡八幡宮や長谷の大仏などが観光場所としては有名です(省略).....」と楽しいのでぜひ読んでください。

参議院「参議院ホームページ」2013年<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chosakuken/index.html>>
(2013年6月17日)

- (1) ㉞の下線部には、引用した部分があります。引用として正しい表現に直してください。
㉞ 国会のパンフレットに、国会は法律を作ったり、変えたり、はいししたりする立法権をもっていると紹介されていました。
- (2) この紹介文では、引用した文章が活用されていますが、その他にどんなことを書くとよいですか。
()
- (3) 私が撮った写真には、著作権があると思いますか。どちらかに○をつけ理由も書いてください。
(思う・思わない 理由…)
- (4) この紹介文では、インターネットで調べたことが引用されています。
①インターネットで調べたことを正しく引用していると判断できる場所はどこですか。
本文中に線を引いてください。
②インターネットで調べたことを下線部㉟のようにしました。この表し方をどう考えますか。
()
- (5) ㉟の下線部には、国会議事堂について書かれた紹介文の中に、鎌倉を紹介する阿部さんの感想も合わせて書かれていますがどう考えますか。
()
- (6) 引用をするなど作品を使用する方法として正しいと思うものに一つ○をつけ、その答えを選んだ理由はなぜか書いてください。
() 引用をするときは、自分が必要だと思うことは自由にのせてよい。
() 引用をするときは、作った人に許可をもらう必要がある。(ただし、学校の学習活動で行う場合は、許可をもらう必要がない場合もある。)
() 引用をするときは、学校の先生に許可をもらえばよい。

選んだ理由はなぜか